

消費税率引き上げに伴う対策はお済みですか？

消費税転嫁対策相談のご案内

岡崎商工会議所 中小企業相談所

消費税の転嫁対策特別措置法が成立し、二段階にわたる消費税率の引き上げ（平成26年4月から8%、平成27年10月から10%）へ着々と進む中、地域の中小・小規模事業者のみなさまが混乱することなく、消費税率引き上げ分を円滑・適正に価格に転嫁できるよう、相談窓口を開設いたしました。

今できる対策

- I > 設備投資をご検討の方は商業・サービス業活性化税制などを上手に利用しましょう。
- II > 税率引き上げ前の「駆け込み需要」に備え、販売方法を検討しましょう。
- III > 適正な価格転嫁を図るため、価格や商品の品ぞろえ、サービス内容について見直しましょう。
- IV > 消費税の経過措置について正しく理解しましょう。
- V > 転嫁対策を念頭に取引先との関係を良好にしておきましょう。



消費税率引き上げ分を価格に転嫁するための支援策

事業者のみなさまからの相談に丁寧に対応してまいります

- I > 転嫁拒否等に関する支援
 - 公正取引委員会等と連携を図り、「減額や買ったとき、購入強制や役務の利用強制、不当な利益提供の強制、税抜価格での交渉の拒否、報復行為など」の転嫁拒否等を未然に防止するよう支援します。
- II > 価格表示や転嫁カルテルおよび表示カルテル等に関する支援
 - 価格表示（総額表示）や、独占禁止法の適用除外となる転嫁カルテルや表示カルテル等の施策について周知を進めます。
- III > 価格転嫁に資する本質的な経営力強化支援
 - 専門家と連携を図り、価格の決定方法（原価管理）、販路開拓、価格競争力のある新商品開発、税務相談、創業段階における資金繰り支援等、本質的な経営力強化に向けた支援を行います。

岡崎商工会議所 中小企業相談所

岡崎市竜美南 1 丁目 2 番地

電話 53-6500

FAX53-0101